

看護職を志す学生の皆さんへ

～佐渡で就労を希望する皆さんが安心して学べるよう、佐渡市が支援します！～

看護職員奨学資金貸与制度

■貸与対象者（応募資格）

次のすべてに該当する方を対象とします。

- (1) 次の資格を取得するための養成施設に在学している学生の方
保健師、助産師、看護師、准看護師
- (2) 主たる家計の生計者の前年の合計所得額が700万円以下の方
- (3) 佐渡市から他の奨学金を受けていない方
- (4) 将来、佐渡市内の下記のいずれかの施設に従事しようとする方
①病院 ②診療所 ③老人福祉施設 ④介護老人保健施設
⑤その他、市が設置する施設



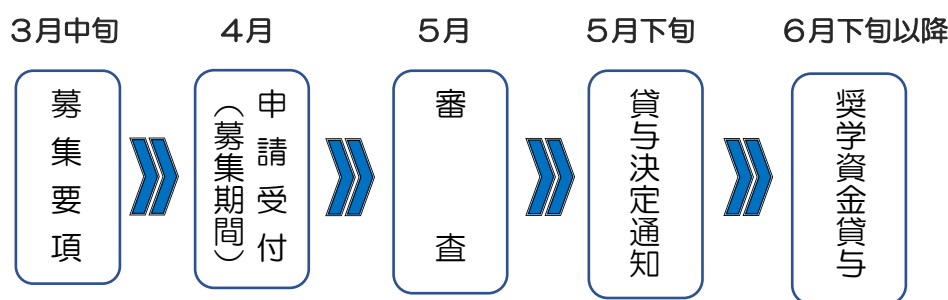
■貸与の金額と期間

いずれも**無利息**です。

- (1) 入学金の**全額** ※入学月から6か月以内に申請する必要があります。
- (2) 授業料の**全額** ※実習費・教科書テキスト代・施設整備費などは除く。
- (3) 月額 **5万円**

■申請から貸与までの流れ

申請は毎年必要です！



募集要項（申請様式）は、市の窓口のほか、ホームページから入手できます。
令和9年度の募集案内は、市報さど3月10日号でお知らせします。

■次の条件を満たす方は、返還が免除されます

- (1) 奨学金の貸与が終了したときから10年の期間内に継続して5年間、本市に住所を有し、かつ、医療従事者（看護職）として市内の施設※に正規で就労していること。
- (2) 奨学金の返還を怠っていないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

※免除されるまでの期間は、申請により返還が猶予されます。

■連帯保証人



奨学金を申請するには、連帯保証人の方が**2人**必要です。

1人目	本人が未成年の場合	保護者
	本人が成年の場合	父母又はこれに代わる方
2人目	申請年度の4月1日現在において、独立の生計を営む別世帯の65歳未満の成年	

※原則、2人の連帯保証人のうち少なくとも1人は佐渡市に住所がある方を選定してください。

■貸与の停止・休止

休学や停学処分を受けた場合は、貸与を休止します。また、次のいずれかに該当した場合は、貸与を停止します。

- (1) 退学
- (2) 貸与辞退
- (3) 死亡
- (4) その他、貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められる場合

■返還について（返還免除に該当しない場合は、全額返還となります）

- (1) 返還方法・・・月賦、半年賦、一時のいずれかの方法
- (2) 返還始期・・・貸与が終了（停止）した1年経過後から返還開始となります。
- (3) 返還期限・・・返還始期から起算して、貸与期間の2分の5に相当する期間内
- (4) 延滞金・・・正当な理由なく返還を怠ったときは、延滞金が課せられます。
- (5) 即時返還・・・奨学金を返還すべき日から2年を経過しても返還しないときは、奨学生であった方又はその連帯保証人に対して、返還すべき額の全額について即時返還を求める場合があります。

■返還の猶予

卒業から1年以内に他の養成施設に入学したときや傷病その他特別な理由により返還が困難なときは、申請により返還が猶予されます。

また、佐渡市内で就業後、返還が免除されるまでの期間も、申請により返還が猶予されます。

（参考）新潟県看護職員臨時修学資金制度

対象者：看護師等学校養成所に在学している方 ※成績基準、所得基準あり

貸与額：月額5万円／月額10万円（※）

次の条件を満たす方は、**全額が返還免除**されます。

①看護師等学校養成所を卒業後、看護職員の資格を取得すること。

②新潟県内の指定された医療施設等において、資格取得後直ちに5年間継続して勤務すること。

※令和8年度から佐渡市出身の新規入学者で佐渡市看護職員奨学資金と併用した場合は、貸与額が月額10万円になりました。また、佐渡市の返還免除対象施設も返還免除の対象施設となります。

お問い合わせ先：新潟県 医師・看護職員確保対策課 看護職員確保・育成係 修学資金担当

〔電話〕025-280-5178 〔メール〕ngt040290@pref.niigata.lg.jp

看護職員とは、
保健師、助産師、
看護師、准看護師
をいいます。

制度内容・手続についてのお問い合わせ先



佐渡市役所 市民生活部健康医療対策課 医療対策係

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地 TEL：0259-63-3115

